

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は平成16年とする。

県土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分及び市街地とする。

県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口などを前提とし、用地原単位などを考え合わせて利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

県土の利用の基本構想に基づく目標年次の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、次表の数値については、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものである。

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

単位: ha、%

	県 計					
	平成16年	平成29年	増減面積	構成比		29/16
				16年	29年	
農用地	90,910	82,810	△ 8,100	18.3	16.6	91.1
農地	90,600	82,500	△ 8,100	18.2	16.6	91.1
採草放牧地	310	310	0	0.1	0.1	100.0
森林	222,570	222,570	0	44.7	44.7	100.0
原野	190	190	0	0.0	0.0	100.0
水面・河川・水路	20,900	21,560	660	4.2	4.3	103.2
水面	3,520	3,940	420	0.7	0.8	111.9
河川	12,510	12,660	150	2.5	2.5	101.2
水路	4,870	4,960	90	1.0	1.0	101.8
道路	29,580	33,690	4,110	5.9	6.8	113.9
一般道路	26,040	30,000	3,960	5.2	6.0	115.2
農道	1,860	1,790	△ 70	0.4	0.4	96.2
林道	1,680	1,900	220	0.3	0.4	113.1
宅地	71,340	77,360	6,020	14.3	15.5	108.4
住宅地	43,020	45,320	2,300	8.6	9.1	105.3
工業用地	5,750	6,420	670	1.2	1.3	111.7
その他の宅地	22,570	25,620	3,050	4.5	5.1	113.5
その他	62,000	60,160	△ 1,840	12.5	12.1	97.0
合計	497,490	498,340	850	100.0	100.0	100.2
市街地	55,970	56,810	840	11.3	11.4	101.5

注(1) 地目区分は、福岡県調べによる。

(2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成16年の市街地の面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(3) 合計(県土面積)の増加は、港湾計画などで位置付けられているもののうち、平成19年3月31日現在、公有水面埋立免許取得済みのものを計上しており、これ以外にも新規埋立はありうる。

(1) 農用地

食料の安定供給、国土の保全、自然環境の保全など農業の持つ多面的機能を維持する見地から、優良農用地の確保に努めるものとするが、道路の整備や企業の進出などに伴う宅地等への転換により減少し、8万2,810ha程度となる。

(2) 森林

一部宅地などへの転換があるものの、森林の持つ多面的機能を維持する見地から適切な管理を図り、耕作放棄地などの森林への転換や植林の促進等により、現状の面積22万2,570haを維持する。

(3) 水面・河川・水路

多様な水需要に対するより安定した水供給のための新規水面用地の確保や河川、水路の整備などにより増加し、2万1,560ha程度となる。

(4) 道路

基幹道路である東九州自動車道や広域幹線道路網の整備、中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整備などにより増加し、3万3,690ha程度となる。

(5) 宅地

住宅地については、世帯の増加や良質な住宅ストックの形成などを図ることによりなお増加し、4万5,320ha程度となる。

工業用地については、自動車産業などの集積により増加し、6,420ha程度となる。

その他の宅地については、「アジア交流広域都市圏」の構築に向け事務所・物流施設などが集積することにより増加し、2万5,620ha程度となる。

(6) その他

公用・公共用施設の整備などによる増加と、耕作放棄地や低未利用地などの他用途への転換や有効利用等による減少により、6万160ha程度となる。

(7) 市街地

街なか居住の促進や都市機能の高度化などにより増加し、5万6,810ha程度となる。

2 地域別の概要

地域別の利用区分ごとの規模の目標については、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性を活かした地域間の均衡と調和のある発展を図る見地から定めるものとする。今後、規模の目標を達成するため、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう適切に対処する必要がある。

地域区分は、福岡地域、筑後地域、筑豊地域、北九州地域の4区分とする。

(1) 福岡地域

この地域は、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、朝倉市、筑紫郡（那珂川町）、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）、朝倉郡（筑前町、東峰村）、糸島郡（二丈町、志摩町）の10市11町1村で構成され、面積は15万3,500ha（県土の30.9%）である。

平成29年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が2万530ha程度、森

林・原野が 6 万 8,980ha 程度、水面・河川・水路が 4,990ha 程度、道路が 1 万 1,760ha 程度、宅地が 2 万 8,570ha 程度、その他が 1 万 8,860ha 程度、市街地が 2 万 4,820ha 程度となる。

(2) 筑後地域

この地域は、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、三井郡（大刀洗町）、三潞郡（大木町）、八女郡（黒木町、立花町、広川町、矢部村、星野村）の 9 市 5 町 2 村で構成され、面積は 12 万 9,360ha（県土の 26.0%）である。

平成 29 年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が 3 万 4,740ha 程度、森林・原野が 4 万 6,820ha 程度、水面・河川・水路が 7,620ha 程度、道路が 8,530ha 程度、宅地が 1 万 6,300ha 程度、その他が 1 万 5,350ha 程度、市街地が 8,270ha 程度となる。

(3) 筑豊地域

この地域は、直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡（小竹町、鞍手町）、嘉穂郡（桂川町）、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）の 5 市 9 町 1 村で構成され、面積は 9 万 8,420ha（県土の 19.8%）である。

平成 29 年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が 1 万 2,550ha 程度、森林・原野が 5 万 2,960ha 程度、水面・河川・水路が 4,510ha 程度、道路が 5,540ha 程度、宅地が 1 万 240ha 程度、その他が 1 万 2,650ha 程度、市街地が 3,170ha 程度となる。

(4) 北九州地域

この地域は、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）、京都郡（苅田町、みやこ町）、築上郡（吉富町、上毛町、築上町）の 4 市 9 町で構成され、面積は 11 万 6,210ha（県土の 23.4%）である。

平成 29 年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が 1 万 4,990ha 程度、森林・原野が 5 万 4,000ha 程度、水面・河川・水路が 4,440ha 程度、道路が 7,860ha 程度、宅地が 2 万 2,250ha 程度、その他が 1 万 3,300ha 程度、市街地が 2 万 550ha 程度となる。